

精華町長 杉 浦 正 省 様

精華町監査委員 井 上 直 樹

同 青 木 敏

令和 6 年度精華町内部統制評価報告書審査意見について

「精華町監査基準」に準拠し、精華町内部統制基本方針に基づき作成された令和 6 年度精華町内部統制評価報告書を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

第 1 審査の対象

令和 6 年度精華町内部統制評価報告書

第 2 審査の着眼点

町長が作成した内部統制評価報告書について、町長による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼として審査を実施した。

第 3 審査の実施内容

先に策定した内部統制評価報告書審査実施計画に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料を確認するとともに、評価結果を得るに至った根拠について、内部統制推進部局及び評価部局からの説明を聴取した上で審査を行った。

第 4 審査の結果

令和 6 年度精華町内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第5 補足意見

内部統制制度が効果的に整備・運用されるために、全ての職員が主体的に取り組むことでリスクを事前に回避し、不適切な事務処理が発生した場合には、適切な自己評価及び独立的評価による課題の抽出とともに、速やかに再発防止に取り組むなど、効果的な内部統制の構築に努められたい。